



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年6月1日金曜日 第1866号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	625
救急診療所の協力申出.....	625
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	625
保安林の指定.....	626
保安林の指定の解除.....	626
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	626
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	628
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	628
開発行為に関する工事の完了.....	628

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	629
---	-----

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	630
愛媛県留置施設視察委員会に関する規則.....	631
被留置者等による再審査の申請及び事実の申告に関する規則.....	632
探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則.....	632
愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....	638
愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則.....	638

公安委員会告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による医師の指定.....	641
---	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	642
-------------------------------	-----

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施について..... 647

告 示

○愛媛県告示第1027号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
渡辺病院	松山市高岡町178番地4	医療法人 ミネルワ会	平成22年5月31日まで

○愛媛県告示第1028号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
神南診療所	大洲市新谷乙1186-1	清水英範	平成22年5月31日まで

○愛媛県告示第1029号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに東温市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジグラン重信・ディックE X重信	東温市野田三丁目1番13号外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	29,648㎡	30,847㎡	平成19年12月28日	平成19年4月27日
		駐車場の収容台数	2,130台	2,222台		
		駐輪場の位置	7箇所	6箇所		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社フジ他 午前9時から午後12時まで(書籍・CD売場以外の閉店時刻は午後10時) ダイキ株式会社 午前8時から午後8時まで	株式会社フジ他 午前9時から午後10時まで ダイキ株式会社 午前8時から午後8時まで 株式会社デオデオ 午前9時から午後9時まで	平成19年9月1日	

		来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場1～5 午前8時から午後12時まで 駐車場6～9、11～13 午前8時から午後10時まで 駐車場10 午前8時から午後8時まで	駐車場1～5 午前8時から午後10時15分まで 駐車場6～9、11～13 午前8時から午後10時まで 駐車場10 午前7時45分から午後8時15分まで	
--	--	----------------------	---	--	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1030号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林の所在場所

今治市朝倉上甲856の1、甲857の2、甲858、甲859、甲860の1から甲860の3まで、甲861、甲862の1、甲862の2、甲863の1、甲863の3、甲863の5、甲864の1、甲864の2、甲865の1、甲866の1、甲867の3、甲868の2から甲868の6まで、甲869、甲870、甲873、甲874の1、甲874の2、甲878の1、甲878の2、乙265、乙265の2、乙266の1、乙266の3、乙266の6、乙266の7、乙266の14、乙266の17から乙266の20まで、乙266の22、乙266の29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1031号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

西条市小松町石鎚字湯浪3798の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1032号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	578.19	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.46	
金 生 川 ～ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	380.74	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、美報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	823.55	

中山川	水源かん養保安林	208.36	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。))を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	260.35	
今治地区	水源かん養保安林	59.44	今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
	土砂流出防備保安林	349.40	
重信川	水源かん養保安林	253.57	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
	土砂流出防備保安林	616.32	
小田川	水源かん養保安林	20.72	喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川(一部を除く。))に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
	土砂流出防備保安林	68.29	
肱川	水源かん養保安林	720.87	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土砂流出防備保安林	87.43	
八幡浜地区	水源かん養保安林	10.87	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	49.31	
宇和島地区	水源かん養保安林	624.25	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
	土砂流出防備保安林	119.14	
吉海宮窪地区	土砂流出防備保安林	17.90	今治市吉海町、宮窪町
伯方地区	土砂流出防備保安林	19.78	今治市伯方町
弓削地区	土砂流出防備保安林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	1.08	松山市(中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四万十川	水源かん養保安林	565.78	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	37.46	
仁淀川上流	水源かん養保安林	972.66	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	38.34	
東予	干害防備保安林	18.08	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)
中予	干害防備保安林	4.14	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南予	干害防備保安林	17.14	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。)

東 予	保 健 保 安 林	17.94	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ~ 肱 川	保 健 保 安 林	17.47	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ~ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1033号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

（西条地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西条市朔日市883番地の4 村 上 栄	西条市船屋甲521番地の1 浅 木 厚 貴	西条市喜多川486番地の1 松 本 一 男	ひ う ち	西条市ひうち漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年6月1日から同年6月15日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

西条地方局管内の加入区	西条地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第1034号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年6月1日から6月14日まで

○愛媛県告示第1035号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年6月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19四土(開)第3号 平成19年5月22日	四国中央市金生町山田井字沼ヶ谷乙144番1、乙150番11、乙150番47、乙150番76	四国中央市妻鳥町1571番地の1 アイネット株式会社 代表取締役 服 部 豊 正

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 156

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 - 17)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
委託地方公共団体	機 関		職	委託地方公共団体	機 関		職
省略				省略			
久万高原町	省略			久万高原町	省略		
		町長部	本庁			課(室)長 会計管理者 総務課班長(人事又は予算を担当するものに限る。)	町長部
		省略			省略		
省略				省略			
松前町	町長部	本庁	課長 会計管理者 総務課長 補佐 企画財政課長補佐(予算を担当するものに限る。)	町長部	本庁	課長 _____ 総務課長 補佐 企画財政課長補佐(予算を担当するものに限る。)	
			企画財政課財政係長 総務課職員係長			企画財政課財政係長 総務課職員係長	
		省略			省略		
	教育委員会	教育機関	省略		教育委員会	教育機関	省略
			省略				文化センター
	省略				省略		
省略				省略			
内子町	町長部	本庁	課(室)長 会計管理者 総務課班長(人事又は予算を担当するものに限る。)	町長部	本庁	課(室)長 _____ 総務課班長(人事又は予算を担当するものに限る。)	

			当するものに限る。) 総務課主任(人事又は予算を担当するものに限る。)				当するものに限る。) 総務課主任(人事又は予算を担当するものに限る。)
		省略				省略	
	省略					省略	
伊方町	省略					省略	
	町長部 局	本庁	課長 課付課長 総務課長補佐 財政課事務 専門員 総務課人事係長 財 政課財政係長			町長部 局	課長(課付のものを除く。) 総務課長補佐 財政課事務 専門員 総務課人事係長 財 政課財政係長
		省略				省略	
	省略					省略	
松野町	省略					省略	
	町長部 局	本庁	課長 会計管理者 出納室長 総務課長補佐 財政課長補 佐 総務課人事係長 財政課 財政係長			町長部 局	課長 出納室長 総務課長補 佐 総務課人事係長
		省略				省略	
	省略					省略	
鬼北町	省略					省略	
	町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 企 画財政課財政係長 総務課庶 務係長			町長部 局	課(室)長 企 画財政課財政係長 総務課庶 務係長
		省略				省略	
	省略					省略	
省略						省略	
伊予市 松前町 共立衛 生組合	省略					省略	
愛媛県 後期高 齢者医 療広域 連合	事務局		事務局長				
備考	省略					備考	省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第9号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(留置管理課)</p> <p>第31条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>留置施設及び被留置者に関すること。</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(11) 省略</p> <p>(12) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関すること。</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) <u>高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。</u></p> <p>(15) <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する事務で県警察の所掌に属するものに関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(警備課)</p> <p>第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) <u>核燃料物質の防護に関すること。</u></p> <p>(8) <u>特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>(留置管理課)</p> <p>第31条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>留置場</u> 及び被留置者に関すること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) <u>核燃料物質の運搬及び放射性物質、高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。</u></p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(警備課)</p> <p>第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県留置施設視察委員会に関する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び愛媛県留置施設視察委員会条例（平成19年愛媛県条例第32号）第7条の規定に基づき、愛媛県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況

- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
 - (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況
 - (8) 戒具及び保護室の使用状況
 - (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
 - (10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果
- 2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。
- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
 - (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
 - (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合
- (会議の招集請求)

第3条 警務部留置管理課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

(会議録)

第4条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

- 2 会議録は、警務部留置管理課において調製し、保存する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第11号

被留置者等による再審査の申請及び事実の申告に関する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

被留置者等による再審査の申請及び事実の申告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第230条に規定する再審査の申請(以下「再審査の申請」という。)及び法第232条に規定する事実の申告(以下「事実の申告」という。)の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(受理)

第2条 再審査の申請及び事実の申告は、警務部留置管理課長が受理するものとする。

- 2 警務部留置管理課長は、再審査の申請又は事実の申告を受理したときは、速やかに、公安委員会に報告しなければならない。

(調査)

第3条 公安委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、警務部留置管理課長に対し、法第230条第3項又は第232条第3項において準用する法第160条の調査の指示を行うことができる。

- 2 警務部留置管理課長は、前項の指示を受けたときは、当該再審査の申請又は事実の申告に係る調査を行い、その結果を書面により公安委員会に報告するものとする。

(専決)

第4条 再審査の申請及び事実の申告の手續に関する公安委員会の権限に属する事項のうち、次に掲げるものについては、警務部留置管理課長が専決することができる。

- (1) 法第230条第3項又は第232条第3項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第21条の規定による補正命令
- (2) 法第230条第3項において準用する行政不服審査法第42条第4項の規定による裁決書の謄本の送付

- 2 警務部留置管理課長は、前項の規定による専決を行った後、速やかに、その内容を公安委員会に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、再審査の申請及び事実の申告の手續に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第12号

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)に定めるもののほか、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明書の様式)

第2条 法第13条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第1号)のとおりとする。

(指示の手続)

第3条 法第14条の規定による探偵業者に対する指示は、指示書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(営業の停止等の手続)

第4条 法第15条第1項の規定による営業の停止の命令は、営業停止命令書(様式第3号)を交付して行うものとする。

2 法第15条第2項の規定による営業の廃止の命令は、営業廃止命令書(様式第4号)を交付して行うものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係) 身分証明書

(表)

		第 号
身 分 証 明 書		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	官 職 氏 名	
<p>上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県公安委員会 印</p>		

54.0

85.6

(裏)

探偵業の業務の適正化に関する法律(抜粋)

(報告及び立入検査)

第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～四 略

五 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第2号(第3条関係) 指示書

指 示 書

第 号
年 月 日

住 所
商号、名称又は氏名
(法人にあっては、
代表者の氏名)

殿

愛媛県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。

違反事項	
指示事項	
理 由	

様式第3号(第4条関係) 営業停止命令書

営業停止命令書

第 号
年 月 日住 所
商号、名称又は氏名
(法人にあっては、
代表者の氏名)

殿

愛媛県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
処分の理由	

様式第4号(第4条関係) 営業廃止命令書

営 業 廃 止 命 令 書

第 号
年 月 日

住 所
商号、名称又は氏名
(法人にあっては、
代表者の氏名)

殿

愛媛県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

商号、名称又は氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	
住 所	
処 分 の 理 由	

○愛媛県公安委員会規則第13号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1～5 省略													
6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活安全企画課長 交通指導課長 警察署長	1～5 省略 <u>6 探偵業者の営業所の立入りに係る身分証明書の作成</u> 7 省略 8 省略	6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活安全企画課長 交通指導課長 警察署長	1～5 省略 6 省略 7 省略
7～12 省略													
2 省略						2 省略							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第14号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

（愛媛県道路交通規則の一部改正）

第1条 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の3中「第32条の2の2第4号」を「第32条の3」に改める。

第27条中「第38条第11項第1号」を「第38条第10項第1号」に改める。

附則第7項中「法附則第3条第3項若しくは第5条第2項又は道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）附則第2条第3項、同条第4項若しくは第5条第3項」を「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条第9項から第12項まで」に改める。

別記様式第9号の2中「大型 普通」を「中型 普通」に、

大	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	牽
型	通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引

を

大	中
型	型

に改める。

普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	牽
通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引

別記様式第12号及び別記様式第12号の2中

乗 用			貨 物			特 殊		二 輪	
大 型	普 通	軽	大 型	普 通	軽	大 型	小 型	大 型	普 通
免 許 種 別	大 型	普 通	大 特	自	二	小 特			
	一 種	二 種	一 種	二 種	大 型				
専 従									
予 備									

を

乗 用				貨 物			
大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	普 通	軽
免 許 種 別	大 型	中 型	普 通	大			
	一 種	二 種	一 種	二 種			
専 従							
予 備							

特 殊		二 輪	
大 型	小 型	大 型	普 通
特	自	二	小 特
二 種	大 型	普 通	

に改める。

(原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則(平成4年愛媛県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第6号に規定する講習(以下「原付講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第8号に規定する講習(以下「原付講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取得時講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 取得時講習の実施に関する規則(平成6年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、 <u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、 <u>道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」</u>

の2第1項第4号に規定する大型車講習、中型車講習及び普通車講習、同項第5号に規定する大型二輪車講習及び普通二輪車講習、同項第7号に規定する旅客車講習並びに同項第8号に規定する応急救護処置講習（以下「取得時講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（取得時講習の時間）

第4条 取得時講習の講義及び実技訓練の時間は、次の表のとおりとする。

Table with 3 columns: 講習の種類別, 講義, 実技訓練. Rows include 大型車講習, 中型車講習, 普通車講習, 大型二輪車講習, 普通二輪車講習, 大型旅客車講習, 中型旅客車講習, 普通旅客車講習, 応急救護処置講習(一), 応急救護処置講習(二).

（取得時講習終了証明書の交付申出の手続）

第5条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第15項の取得時講習終了証明書の交付申出は、取得時講習終了証明書交付申出書（様式第2号）を公安委員会に提出して行うものとする。

（応急救護処置講習の指導者）

第6条 規則第33条第4項第2号二、第34条の3第1項第3号及び第38条第8項第2号並びに届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「教習規則」という。）第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号及び第9項第3号に規定する応急救護処置の必要な能力を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(4) 省略

（応急救護処置指導者養成講習）

第7条 応急救護処置指導者養成講習を受講できる者は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習規則第1条第2項第1号口、第3項第1号口、第4項第1号口、第5項第1号口、第6項第1号口、第7項第1号口、第8項第1号口若しくは第9項第1号口に掲げる者又は愛媛県警察職員とする。

2・3 省略

（高齢者講習に関する規則の一部改正）

第4条 高齢者講習に関する規則（平成10年愛媛県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content shows the amendment to Article 4 regarding the delivery of certificates for elderly driver training.

という。）第108条の2第1項第4号の普通車講習、法第108条の2第1項第5号の大型二輪車講習、法第108条の2第1項第6号の普通二輪車講習、第108条の2第1項第7号に規定する応急救護処置講習及び第108条の2第1項第8号の2に規定する旅客車講習（以下「取得時講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（取得時講習の時間）

第4条 取得時講習の講義及び実技訓練の時間は、次の表のとおりとする。

Table with 3 columns: 講習の種類別, 講義, 実技訓練. Rows include 普通車講習, 大型二輪車講習, 普通二輪車講習, 応急救護処置講習(一), 応急救護処置講習(二), 大型旅客車講習, 普通旅客車講習.

（取得時講習終了証明書の交付申出の手続）

第5条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第16項の取得時講習終了証明書の交付申出は、取得時講習終了証明書交付申出書（様式第2号）を公安委員会に提出して行うものとする。

（応急救護処置講習の指導者）

第6条 規則第33条第7項第2号二、第34条の3第3号八及び第38条第7項第1号並びに届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「教習規則」という。）第1条第2項第3号及び第3項第3号

に規定する応急救護処置の必要な能力を有すると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(4) 省略

（応急救護処置指導者養成講習）

第7条 応急救護処置指導者養成講習を受講できる者は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習規則第1条第2項第1号口若しくは第3項第1号口

に掲げる者又は愛媛県警察職員とする。

2・3 省略

式第1号)を高年齢講習を受講した自動車教習所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

式第1号)を高年齢講習を受講した自動車教習所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

(愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年愛媛県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

乗 用			貨 物			特 殊		二 輪	
大 型	普 通	軽	大 型	普 通	軽	大 型	小 型	大 型	普 通
免 許 種 別	大 型	普 通	大 特	自 二	小 特				
	一 種	二 種	一 種	二 種					
専 従									
予 備									

を に改め

乗 用				貨 物				特 殊		二 輪	
大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	普 通	軽	大 型	小 型	大 型	普 通
免 許 種 別	大 型	中 型	普 通	大 特	自 二	小 特					
	一 種	二 種	一 種	二 種							
専 従											
予 備											

る。

(更新時講習の実施に関する規則の一部改正)

第6条 更新時講習の実施に関する規則(平成14年愛媛県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(更新時講習の受講の申出)</p> <p>第3条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第11項第1号ただし書の更新時講習の受講の申出は、更新時講習受講申出書(別記様式)を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>この場合において、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署の管轄区域以外の区域に居住している者は、その者の住所を管轄する警察署(喜多郡内子町に居住している者は大洲警察署内子交番、西予市野村町又は同市城川町に居住している者は西予警察署野村交番、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に居住している者は宇和島警察署鬼北交番を含む。)を経由することができる。</p>	<p>(更新時講習の受講の申出)</p> <p>第3条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第12項第1号ただし書の更新時講習の受講の申出は、更新時講習受講申出書(別記様式)を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>この場合において、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署の管轄区域以外の区域に居住している者は、その者の住所を管轄する警察署(喜多郡内子町に居住している者は大洲警察署内子交番、西予市野村町又は同市城川町に居住している者は西予警察署野村交番、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に居住している者は宇和島警察署鬼北交番を含む。)を経由することができる。</p>

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第41条の2の規定により、次のとおり医師を指定した。

平成19年6月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

医師の氏名	所属病院の名称	所 在 地
太田 純二	十全第二病院	新居浜市角野新田町一丁目1番28号
佐々木 朗	西条道前病院	西条市飯岡3290番地1
山内 克之	三番町メンタルクリニック	松山市三番町四丁目4番地9
森 秀人	森神経科心療内科	松山市歩行町一丁目4番地6

藤 井 正 人	平成病院	大洲市柚木811番地 1	上 村 神一郎	くじら病院	八幡浜市大字五反田 1 番耕地1046番地 1
---------	------	--------------	---------	-------	-------------------------

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第3号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年6月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																			
<p>別表1（第2条関係）</p> <p>本部長の専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）</td> <td>1 第25条第8項（同条第12項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の案の作成及び提出</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	1 第25条第8項（同条第12項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の案の作成及び提出	省略		<p>別表1（第2条関係）</p> <p>本部長の専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）</td> <td>1 第6条第5項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の案の作成及び市町村への提出</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）	1 第6条第5項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の案の作成及び市町村への提出	省略			
法令	専決事項																				
省略																					
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	1 第25条第8項（同条第12項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の案の作成及び提出																				
省略																					
法令	専決事項																				
省略																					
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）	1 第6条第5項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の案の作成及び市町村への提出																				
省略																					
<p>別表2（第3条関係）</p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活安全部長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</td> <td>1 第59条第5項の規定による核燃料物質等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付 2～7 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</td> <td>1 第56条の27第1項の規定による一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付 2 第56条の27第2項の規定による一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の日時、経路等の指示 3 第56条の27第3項の規定による運搬証明書への指示内容の記載 4 第56条の30の規定による報告徴収 5 第56条の31第1項の規定による立入検査等の実施</td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	1 第59条第5項の規定による核燃料物質等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付 2～7 省略	省略		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	1 第56条の27第1項の規定による一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付 2 第56条の27第2項の規定による一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の日時、経路等の指示 3 第56条の27第3項の規定による運搬証明書への指示内容の記載 4 第56条の30の規定による報告徴収 5 第56条の31第1項の規定による立入検査等の実施	<p>別表2（第3条関係）</p> <p>部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活安全部長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</td> <td>1 第59条第5項の規定による核燃料物質等の運搬の届出_____及び運搬証明書の交付 2～7 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	1 第59条第5項の規定による核燃料物質等の運搬の届出_____及び運搬証明書の交付 2～7 省略	省略	
法令	専決事項																				
省略																					
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	1 第59条第5項の規定による核燃料物質等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付 2～7 省略																				
省略																					
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	1 第56条の27第1項の規定による一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付 2 第56条の27第2項の規定による一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の日時、経路等の指示 3 第56条の27第3項の規定による運搬証明書への指示内容の記載 4 第56条の30の規定による報告徴収 5 第56条の31第1項の規定による立入検査等の実施																				
法令	専決事項																				
省略																					
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	1 第59条第5項の規定による核燃料物質等の運搬の届出_____及び運搬証明書の交付 2～7 省略																				
省略																					

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）	1 第21条の規定による運搬証明書の記載事項の変更届出の受理及び運搬証明書の書換え
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	1 第14条の規定による探偵業者に対する指 示

- (4) 省略
- (5) 交通部長

法令	専決事項
省略	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	1 第25条第7項（同条第12項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の協議 2 第25条第10項（同条第12項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の受理 3 第27条第1項の規定による基本構想の作成又は変更の提案 4 第36条第1項の規定による交通安全特定事業計画の作成及び事業の実施 5 第36条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による交通安全特定事業計画の策定に関する意見の聴取 6 第36条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による交通安全特定事業計画の公表及び送付
省略	
愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）	1 第2条第6項の規定による通行禁止除外標章及び駐車禁止除外標章の返納命令

2 課長専決事項

- (1)～(3) 省略
- (4) 生活安全企画課長

法令	専決事項
省略	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	1 第22条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付 2 第23条の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理 3 第24条第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 4 第24条第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知

- (4) 省略
- (5) 交通部長

法令	専決事項
省略	
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	1 第6条第4項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の協議 2 第6条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による基本構想の作成に対する協力 3 第11条第1項の規定による交通安全特定事業計画の作成及び事業の実施 4 第11条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による交通安全特定事業計画の策定に関する意見の聴取 5 第11条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による交通安全特定事業計画の公表及び関係機関への送付
省略	

2 課長専決事項

- (1)～(3) 省略
- (4) 生活安全企画課長

法令	専決事項
省略	

	5 <u>第24条第1項第3号の規定による都道府県公安委員会との連絡</u>
	6 <u>第24条第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等</u>
探偵業の業務の適正化に関する法律	1 <u>第13条第1項の規定による探偵業者に対する業務報告及び資料提出の要求並びに立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</u>

(5) 省略

(6) 交通企画課長

法令	専決事項
省略	
愛媛県道路交通規則 _____	省略
省略	

(7) 省略

(8) 交通規制課長

法令	専決事項
省略	
愛媛県道路交通規則	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略
省略	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	1 <u>第31条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による道路特定事業計画の策定に関する意見照会の回答</u> 2 <u>第31条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による道路特定事業計画の受理</u>
省略	

(9) 省略

(10) 運転免許試験課長

法令	専決事項
省略	
技能検定員審査等に関する規則	省略
省略	

(5) 省略

(6) 交通企画課長

法令	専決事項
省略	
愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）	省略
省略	

(7) 省略

(8) 交通規制課長

法令	専決事項
省略	
愛媛県道路交通規則	1 <u>第2条第2項の規定による通行禁止除外標章及び駐車禁止除外標章の交付</u> 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略
省略	
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	1 <u>第10条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による道路特定事業計画の策定に関する意見照会の回答</u> 2 <u>第10条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による道路特定事業計画の受理</u>
省略	

(9) 省略

(10) 運転免許試験課長

法令	専決事項
省略	
技能検定審査等に関する規則	省略
省略	

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成4年愛媛県公安委員会規則第13号）	1 省略 2 <u>第5条の規定による原付講習終了証明書</u> の再交付申請の受理及び再交付
省略	

(11) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	省略
<u>探偵業の業務の適正化に関する法律</u>	1 <u>第4条第1項の規定による探偵業の届出書の受理</u> 2 <u>第4条第2項の規定による探偵業の廃止及び変更に係る届出書の受理</u> 3 <u>第4条第3項の規定による書面の交付</u> 4 <u>第13条第1項の規定による探偵業者に対する業務報告及び資料提出の要求並びに立入検査の実施（当該警察署に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</u>
<u>探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）</u>	1 <u>第4条第2項の規定による探偵業届出証明書の再交付</u> 2 <u>第4条第3項の規定による探偵業届出証明書の返納の受理</u> 3 <u>第4条第4項の規定による探偵業届出証明書の返納の受理</u>
道路交通法	省略
省略	
愛媛県道路交通規則	1 <u>第2条第1項第2号ケ(カ)の規定による対象の認定</u> 2 <u>第2条第2項の規定による通行禁止除外車両指定申請書及び駐車禁止除外車両標章交付申請書の受理</u> 3 <u>第2条第4項の規定による通行禁止除外標章及び駐車禁止除外標章の交付</u> 4 <u>第2条第7項の規定による通行禁止除外標章及び駐車禁止除外標章の返納の受理</u> 5 省略
省略	

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成4年愛媛県公安委員会規則第13号）	1 省略 2 _____原付講習終了証明書の再交付申請の受理及び再交付
省略	

(11) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	省略
道路交通法	省略
省略	
愛媛県道路交通規則	1 <u>第2条第2項の規定による通行禁止除外標章及び駐車禁止除外標章の交付</u> 2 省略
省略	

第2条 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表2（第3条関係）

部課長の専決事項

1 部長専決事項

- (1)～(4) 省略
- (5) 交通部長

法令	専決事項
省略	
道路交通法施行令	1 第34条第3項第2号の規定による教習施設の指定 2 第34条第4項第2号の規定による教習施設の指定
省略	

2 課長専決事項

- (1)～(8) 省略
- (9) 運転免許管理課長

法令	専決事項
省略	
道路交通法施行規則	1～4 省略 5 第38条第11項第1号の規定による更新時講習の受講申出の受理 6・7 省略
省略	

(10) 運転免許試験課長

法令	専決事項
道路交通法	1～33 省略 34 第108条の2第1項の規定による大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、旅客車講習、応急救護処置講習及び指定自動車教習所職員講習の実施 35・36 省略
省略	
道路交通法施行規則	1～9 省略 10 第33条第4項第2号二（第34条の3第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第8項第2号の規定による応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定 11・12 省略 13 第38条第15項の規定による大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、旅客者講習及び応急救護処置講習を終了した者からの当該講習の終了証明書の交付申出の受理及び交付
省略	

(11) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

改 正 前

別表2（第3条関係）

部課長の専決事項

1 部長専決事項

- (1)～(4) 省略
- (5) 交通部長

法令	専決事項
省略	
道路交通法施行令	1 第34条第2項第2号の規定による教習施設の指定 2 第34条第3項第2号の規定による教習施設の指定
省略	

2 課長専決事項

- (1)～(8) 省略
- (9) 運転免許管理課長

法令	専決事項
省略	
道路交通法施行規則	1～4 省略 5 第38条第12項の規定による更新時講習の受講申出の受理 6・7 省略
省略	

(10) 運転免許試験課長

法令	専決事項
道路交通法	1～33 省略 34 第108条の2第1項の規定による普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、 <u>応急救護処置講習、原付講習、旅客車講習</u> 及び指定自動車教習所職員講習の実施 35・36 省略
省略	
道路交通法施行規則	1～9 省略 10 第33条第4項第2号二（第34条の3第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第7項第2号の規定による応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定 11・12 省略 13 第38条第16項の規定による普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、 <u>応急救護処置講習、原付講習、大型旅客車講習及び普通旅客車講習</u> を終了した者からの当該講習の終了証明書の交付申出の受理及び交付
省略	

(11) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
道路交通法施行規則	1 省略 2 第38条第11項第1号の規定による更新時講習の受講申出の受理 3 第38条第15項の規定による原付講習及び高齢者講習を終了した者からの当該講習の終了証明書の交付申出の受理及び交付 4 省略
省略	

法令	専決事項
省略	
道路交通法施行規則	1 省略 2 第38条第12項 _____ の規定による更新時講習の受講申出の受理 3 第38条第16項の規定による原付講習及び高齢者講習を終了した者からの当該講習の終了証明書の交付申出の受理及び交付 4 省略
省略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年6月2日から施行する。

雑 報

○公 告

宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による愛媛県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

財団法人 不動産適正取引推進機構

理事長 三 澤 眞

1 試験の日時

平成19年10月21日（日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

4 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成19年7月2日（月）から平成19年7月17日（火）まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

イ 申込期間

平成19年7月2日（月）午前9時30分から平成19年7月17日（火）午後9時59分まで

ウ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手

料金は、本人負担とする。）。

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成19年7月2日（月）から同年7月31日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

(イ) 配布場所

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館2階）及び各支部（所在については、本部に照会すること。）

なお、郵送により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「宅地建物取引主任者資格試験申込書請求」と朱書き、所要の郵便切手を貼ったあて先記入の返信用封筒を同協会本部へ送付すること。

イ 申込期間

平成19年7月2日（月）から同年7月31日（火）までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 受験手数料

7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙によって、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担とする）。

エ 郵送先及び郵送方法

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館4階）あて配達記録郵便で提出すること。

5 合格発表

平成19年12月5日（水曜日）

6 問い合わせ先

社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部
〒790 0807 松山市平和通六丁目5番地1
愛媛不動産会館2階
TEL (089)943 2184